

枚方市と公益社団法人大阪フィルハーモニー協会との連携に関する協定書

枚方市（以下「甲」という。）と公益社団法人大阪フィルハーモニー協会（以下「乙」という。）とは、枚方市の文化芸術振興を連携協力して推進するため、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の相互連携と協力のもとに、音楽活動を通じて枚方市の文化芸術の振興を図り、人々が心豊かで生き生きと暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲は、（仮称）枚方市総合文化芸術センター等市内において乙が行う演奏会等の芸術活動を支援する。

2 乙は、甲の市民を対象とした音楽の普及啓発や学校等と連携した教育支援の実施に努める。

3 前2項に定めるもののほか、甲及び乙は、情報収集活動、広報宣伝活動、その他必要と認める事項に関して協力を行う。

（連携協力窓口の設置）

第3条 甲及び乙は、相互に連携協力事項に関する窓口を設置し、協議及び情報交換を行う。

（情報の共有）

第4条 甲及び乙は、連携協力事項の実施に当たり、法令の定める範囲内において相互に情報の共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙からこの協定の改廃の申入れがないときは、この協定の有効期間が1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

（協議事項）

第6条 本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲乙間で誠意をもって協議し、これを決定する。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成30年5月18日

(甲) 枚方市

市長 伏見 隆

(乙) 公益社団法人大阪フィルハーモニー協会

理事長 奥 正之